



島根県報

令和4年12月27日（火）

号外 第 149 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課) 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第79号）

1 規則の概要

- (1) 徴収金の納付又は納入に使用することができる小切手について、全国の区域を支払地とすることとした。（第14条関係）
- (2) 地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴う様式の整備（第58号様式関係）
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)については、令和4年12月31日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第79号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（納付又は納入に使用することができる小切手）

第14条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第156条第1項第1号の規定により知事が定める徴収金の納付又は納入に使用することができる小切手は、全国の区域を支払地としたものとする。

第19条中「収入分任出納員」の次に「（島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第11条第5項に規定する収入分任出納員をいう。）」を加える。

第24条第3項中「指定金融機関等」の次に「（島根県会計規則第2条第9号に規定する指定金融機関等をいう。）」を加える。

第58号様式を次のように改める。

第 58 号様式 (第 28 条関係)

県 税 更 正 請 求 書		
年 月 日 県民センター所長 様	請 求 者	住所又は所在地
		氏名又は名称 (電話)
年 度 及 び 期 (月)	年 度 期 (月) 分	
税 目	税	
更 正 後	課 税 標 準 等	円・本 人・リットル
	税 額 等	円
更正前の納付し又は納入すべき税額	円	
還付金の額に相当する税額	円	
更正請求の理由、請求するに至った事情の詳細その他参考となる事項		
地方税法第 20 条の 9 の 3 第 1 項の法定納期限の翌日又は同条第 2 項各号の期間の起算日	年 月 日 (地方税法第 20 条の 9 の 3 第 項第 号該当)	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第58号様式の改正規定及び次項の規定は、令和4年12月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙で前項ただし書に規定する規定の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。